

学校いじめ防止基本方針

知内町立涌元小学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、ちょっとしたふざけ半分の「冷やかし」や「からかい、^{やっ}擲^ゆ」などから始まり、「仲間はずし」や「無視（シカト）」、「情報機器を介した誹謗・中傷」、「集団による暴言・暴力行為」など、**陰湿化・深刻化・重篤化**する傾向が見られる。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を立とうとしてしまったり、深く傷つき、悩んでいる児童生徒もいる現状にある。いじめ問題への対応、いじめの根絶に向けた取組は、学校教育における大きな喫緊の課題である。

そこで、児童が毎日「明るく 元気に 楽しく」、しかも充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を見直し、いじめの未然防止の徹底を図りながら、いじめの「早期発見 → 早期対応・解消」に取り組む。また、いじめを認知した場合を想定して、適切且つ迅速に解決に向けて対応するための「**学校いじめ防止基本方針**」（いじめ防止全体計画）を策定する。

2 「いじめ」に関するおさえ

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、特定の児童に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える（インターネット等を通じて行われる行為も含む）であって、当該行為の対象となった心身の苦痛を感じているもの全てをいう。従って、「①集団による ②長期にわたって ③継続的に ④執拗に」かどうかの如何にかかわらず、被害児童が精神的・肉体的に感じる苦痛を「いじめ」によるものと訴えれば、それらの行為がすべて「いじめ」と認定される。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- 「いじめは絶対に許されない」、「いかなる理由があろうとも、いじめる側には他人をいじめる権利などはなく、いじめる側が100%悪い」との認識
- 「いじめは、どの子にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の最重要課題である」との認識

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめる側」と「いじめられる側」だけではなく、当事者を取り巻く「**観衆**」や「**傍観者**」などの周囲の人間がいる場合が多い。周囲の人間の捉え方・受け止め方、対処により、抑止効果が作用したり、逆に促進作用が働いたりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、人間関係のもつれにより、次のような様々な要素が考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、足をひっぱたり、引きずり下ろそうとしたりする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び・ゲーム感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追従し、長いものに巻かれ、多勢の側に加わりたい）
- ・嫌悪感（生理的に受け付けられず、感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発、報復（相手の言動に対して反発、報復したい）
- ・欲求不満の解消（自分のいらいらした気持ちを晴らしたい） など

(4) いじめの態様

いじめの態様には、次のようなものなどがあげられる。

- | | | | | | |
|----------|-------|---------------|----------|--------|--------|
| ・悪口を言う | ・あざける | ・落書き | ・物隠し、物壊し | ・仲間はずし | |
| ・集団での無視 | ・陰口 | ・避ける | ・ぶつかる | ・小突く | ・命令、脅し |
| ・性的辱め | ・噂流し | ・からかい | ・嫌がらせ | ・暴力 | ・使い走り |
| ・ゆすり、たかり | | ・メール等による誹謗、中傷 | | ・しごき | 他 |

3 いじめ防止の指導体制・組織的な対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を、「いじめ防止委員会」を設置し、＜別紙1＞の通りとする。

(2) 緊急時の組織的な対応

いじめを認知した場合の解決に向けた組織的な対応や取組を、「いじめ防止委員会」を中心に、＜別紙2＞の通りとする。

4 いじめの予防

いじめ問題への対応においては、いじめを起こさせないための「予防的・開発的な取組」が求められる。学校において、教育活動全体を通して、自己有用感や効力感、規範意識や倫理観を高め、豊かな人間性や社会性を育てていくことが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識（所属感）を互いに認め合い、高め合う集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、個の特性に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・学級活動における望ましい人間関係づくり
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・教育相談、生徒指導強化週間の定期的実施（各学期ごと）

(4) 人権教育の充実

- ・外部講師を招聘した授業実践による人権意識の高揚

(5) 情報教育の充実

- ・外部講師を招聘した授業実践による情報モラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知徹底
- ・信頼される、開かれた学校づくり

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための最重要ポイントは、早期発見・早期対応である。日常の児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめにおける警告のサインやシグナルを見逃すことなく発見・認識し、早期に対応することが肝要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている児童や通報した児童の安全を確保する。「緊急時の組織的な対応」により速やかに報告し、正確な事実確認をする。

(2) いじめられている児童・いじている児童のサイン（チェックリスト）

＜別紙3＞

(3) 学校内・家庭内でのサイン（チェックリスト）

＜別紙4＞

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置、周知徹底
- ・教育相談、生徒指導強化週間の定期的実施（各学期ごと）

(5) 定期的アンケート調査の実施

- ・北海道教育委員会による「いじめアンケート調査」の実施（6、9、11月期）

(6) 情報の共有化

- ・報告経路の明示と「報告・連絡・相談・確認」の徹底
- ・職員会議等での情報の共有化
- ・状況に応じたケース会議の開催
- ・要配慮児童の実態把握と共通理解
- ・進級時や進学時の確実な引継ぎ

6 いじめの対応

(1) 児童に対する対応

① いじめられている児童への対応

いじめられている児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安要因を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童の立場」での継続的な支援が重要である。

- ・身の安全・心の安心を確保する。
- ・精神面でのケア（メンタル・ヘルス）を図る。
- ・今後の対策について、カウンセリング・マインドに基づき、共に悩み、考える。
- ・活動の場の設定や居場所づくりを行い、認め、励ます。
- ・温かい人間関係づくりを推進する。

②いじめている児童への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童の心的側面や内面を掘り下げ、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実関係を正確に確認し、把握する。
- ・いじめの背景や要因、因果関係の理解に努める。
- ・いじめられている児童の苦痛や心の傷に気付かせる。
- ・今後の正しい行い方、生き方をじっくり考えさせる。
- ・必要がある場合には、保護者とも協議の上懲戒の措置を講じることも考慮する。
- ・事の重大性によっては、教育委員会をはじめ、関係各機関との連携を図る。

(2) 関係集団への対応

被害・加害児童だけではなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりした集団（傍観者、観衆）に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力（ピア・サポート等）を育成することが大切である。

- ・自分の問題（自分事）として捉えさせ、望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感、所属感等を味わえるような「居心地のよい集団づくり」に努める。

(3) 保護者への対応

①いじめられている児童の保護者に対して

いじめの根絶に向けて全教職員が一丸となって対応し、全力を挙げて総力を尽くすという決意を真摯に伝え、少しでも安心感と信頼感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を傾聴する。
- ・心身の苦痛に対して、心底本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの理解と協力を求める。

②いじめている児童の保護者に対して

事実関係を把握したら速やかに面談し、懇切丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こり得る可能性があることを伝える。
- ・児童や保護者の心情に配慮する。
- ・心情や行動の変容への指導に努めていくこと、そのためには保護者の理解と協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いた点、不審な点などがあれば、学校側に相談してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整・修復が必要となる場合があることを想定する。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感、不平・不満等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む。（隠蔽工作や事実を捻じ曲げるような誤解を生じさせない）
- ・管理職が率先して対応し、問題解決にあたることで有効な手だてと措置を講じる。
- ・必要に応じて教育委員会や関係各機関との連携を図り、問題解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報交換だけではなく、組織的かつ一体的な対応をすることが求められる。

①教育委員会との連携

- ・関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係諸機関との連絡調整

②児童相談所（警察）との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為が認められる場合

③福祉関係機関との連携

- ・家庭での養育に関する指導・助言
- ・家庭での児童の生活態度、家庭環境等の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健・衛生（メンタル・ヘルス）に関する相談
- ・精神症状についての治療，指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめの定義

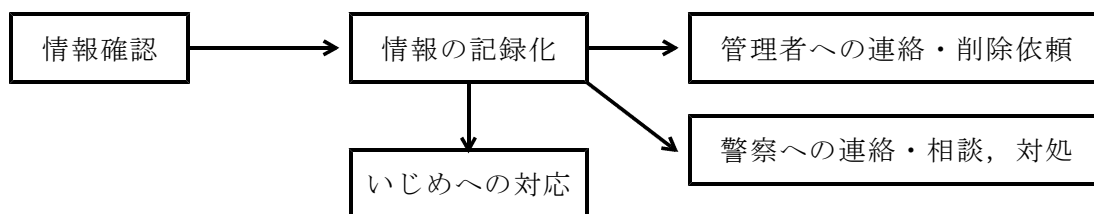
文字や画像を使い，特定の人物の誹謗・中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する，特定の人物になりすまし，社会的信用を貶める行為を行う，掲示板等に特定の人物の個人情報や無断で掲載するなどが「ネットいじめ」であり，犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

- ①保護者への啓発
 - ・フィルタリング機能の活用
 - ・保護者の監視，見守り
- ②情報モラル教育のより一層の充実

(3) ネットいじめへの対処

- ①ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報提供
 - ・ネットパトロール
- ②不当な書込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは……

- ①児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合 など
- ②児童が相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている状況がある。
 - ・年間の理由のない欠席日数が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は，状況把握により判断する。

(2) 重大事態の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合，教育委員会に報告するとともに，教育委員会の設置する重大事態調査のための組織による活動に積極的に協力依頼する。

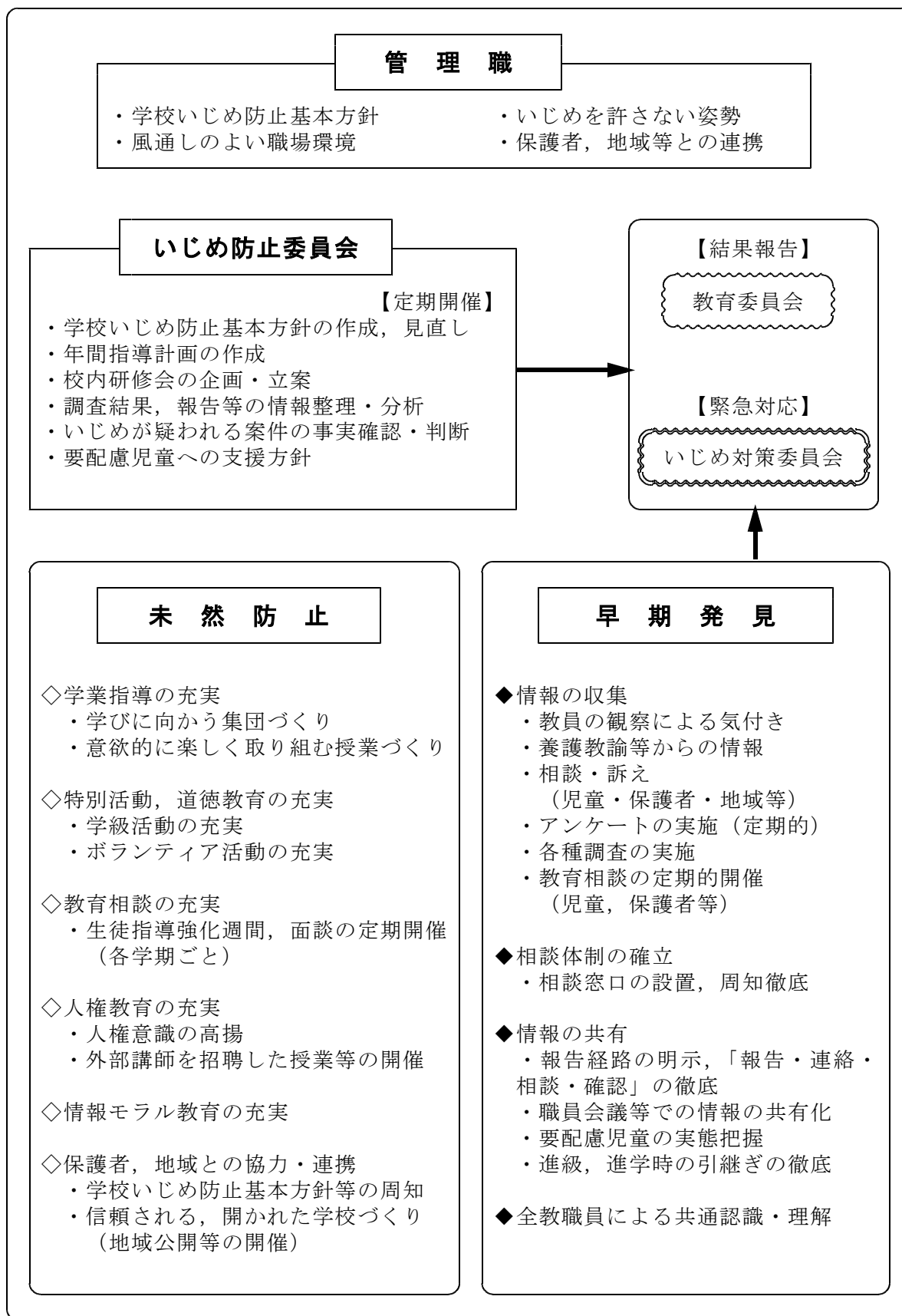
<注釈>

「観衆」…… 面白がって見ていたり，はやし立てたり，あおったりする集団

「傍観者」…… 自分が被害者とならずにかかわり合いをもちたくないために，意図的に見て見ぬふりを決め込み，黙認する集団

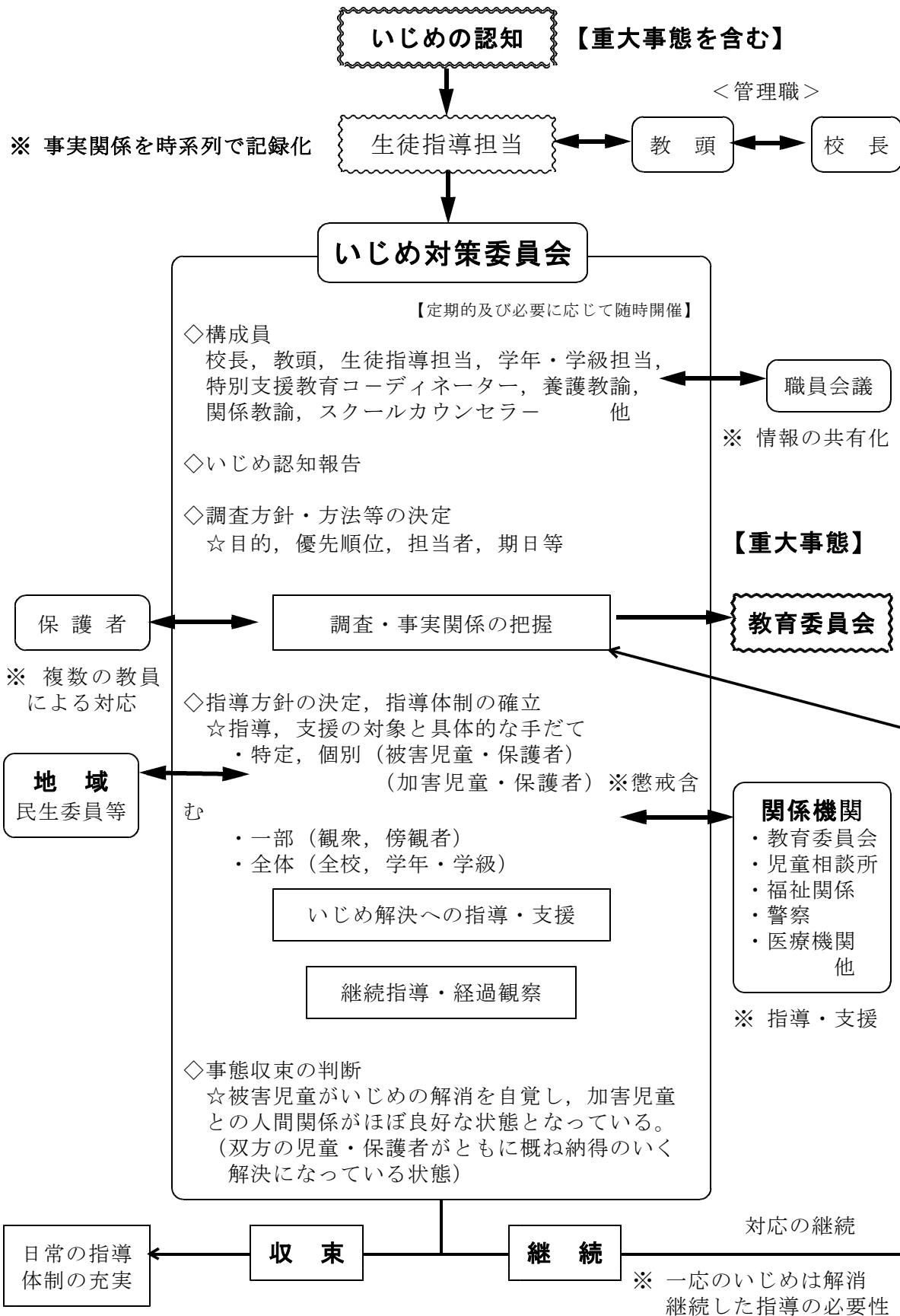
※ 「観衆」や「傍観者」の中から，いじめを制御・抑制できるような「仲裁者」が出現すると集団の中に自浄作用が発生する。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



<別紙2>

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



<別紙3>

被害・加害児童のチェックリスト

1 いじめられている児童のサイン

いじめられている児童は、自分から言い出せないケースが多い。多くの教職員の目で複眼的に、より多角的に多面的な視野から、多くの場面での児童の様子と状況を観察し、小さなサインやシグナルを見逃さないようにする。

場 面	チェック	児 童 の 放 つ サ イ ン
登校時 朝の会		<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻，欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・教職員と視線を合わせず，うつむき加減である。 ・体調不良（頭痛，腹痛，吐気，微熱等）を訴える。 ・提出物を忘れたり，期限に遅れたりすることが多くなる。 ・担任が教室に入室後，遅れて入室してくる。
授業中		<ul style="list-style-type: none"> ・保健室，トイレに行く回数が以前よりも増える。 ・忘れ物（教科書，教材等）が目立つようになる。 ・机やロッカーの周囲の整理整頓が煩雑になる。（物が散乱） ・決められた座席と異なる席についていることが多くなる。 ・教科書やノートに汚れやいたずら書きが見られる。 ・突然周囲から個人名やあだ名が出される。
休み時間中		<ul style="list-style-type: none"> ・一人で用のない場所に、ぼつんといることが多くなる。 ・友達と遊んでいる表情や、ふざけ合っている表情がさえない。 ・衣服が必要以上に汚れている。
給食時間中		<ul style="list-style-type: none"> ・給食にいたずらされる。 ・給食を自分の席で食べたがらない。 ・グループの時，席をくつつけず，机が離れている。
放課後 下校時		<ul style="list-style-type: none"> ・友達と離れて一人で寂しそうに掃除当番をしている。 ・持ち物がなくなったり，持ち物にいたずらをされたりする。 ・用もないのに一人で学校に居残りすることが多くなる。 ・慌てて逃げるように下校することがある。

2 いじめている児童のサイン

いじめている児童がいることに気付いたら、積極的に児童の中に入り込み、コミュニケーションやふれ合う機会を増やし、状況の把握に努める。

チェック	児 童 の 放 つ サ イ ン
	<ul style="list-style-type: none"> ・教室等で仲間（友達）同士で集まり，ひそひそ話をしている。 ・ある特定の児童だけに，周囲が異常なまでに気を遣っている。 ・教職員が近づくと，異常なまでに警戒したり，不自然に分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立つ「ボスの存在」の児童が台頭している。

<別紙 4 >

学校・家庭でのチェックリスト

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所・温床となる場合が多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、児童の放つサインを見逃さないようにする。

チェック	児童の放つサイン
	<ul style="list-style-type: none"> ・本人にとって嫌なあだ名が頻繁に聞こえてくる。 ・席替えなどで近くの席になることを極端にいやがる。 ・何かが起きると、特定の児童の名前が出される。 ・筆記用具等の貸し借りが多くなる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・壁等にいたずら書きや、落書きが多くなる。 ・机や椅子、ロッカーなどの教材・教具等が乱雑になっている。

2 家庭内でのサイン

家庭でも多くのサインを出していることが多い。児童の動向をよく振り返り観察し、確認することでサインを発見しやすくなる。次のサインが見られたら、学校との連携が図られるように、事前に保護者に周知徹底しておくことが必要である。

チェック	児童の放つサイン
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や友達のことを話さなくなる。 ・友達や学級、担任教師等の不平・不満を口にするが多くなる。 ・朝、起きてこなかったり、学校に登校することをしぶり、学校に行きたくないと言ったりする。 ・電話に出たがらなかったり、友達からの誘いを断ったりする。 ・遊び友達の間関係が急激に変化する。 ・部屋に閉じこもったり、家から外出しなくなったりする。 <p><携帯電話等を保有している場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりすることが目立つ。 ・不審な電話やメールが多くなる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・理由のはっきりしない衣服の汚れが目立つようになる。 ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷が多くなる。 ・登校時刻になると、体調不良（頭痛、腹痛、吐気、微熱等）を訴える。 ・食欲不振、不眠を訴える。
	<ul style="list-style-type: none"> ・学習時間が極端に減る。 ・成績が極端に下がる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きをされたりする。 ・自転車がよくパンクさせられる。 ・家庭内の高価な品物や金銭がなくなる。 ・大きな額の金銭を欲しがようになる。